

令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 契約上限額 6, 0 5 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※当契約上限額は、当仕様書「4 業務内容（1）～（6）」記載の各業務に要する経費の合計額とする。

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体として、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生または再生の手続きの申し立てがされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名停止がある場合も提案資格がないものとする。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 共同企業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体は、2 者又は 3 者により結成し、共同企業体協定書を締結していること。
 - イ 共同企業体の全ての構成員は、上記（1）～（5）の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体の構成員の出資比率は、2 者の場合 30 パーセント以上、3 者の場合 20 パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者は、共同企業体の構成員の中から選定し、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
 - オ 共同企業体の所在地は、共同企業体の代表者の所在地であること。
 - カ 共同企業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同企業体の構成員として本公募に応募していないこと。

3 日程

実施内容	実施日又は提出期限
プロポーザル実施の公示	令和 7 年 5 月 26 日（月）
質問書の提出期限	令和 7 年 6 月 2 日（月）
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 4 日（水）
参加意向申出書提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）
提案書提出期限	令和 7 年 6 月 16 日（月）
ヒアリング審査	令和 7 年 7 月 1 日（火）
選考結果の通知・公表	令和 7 年 7 月上旬
契約締結日	令和 7 年 7 月上旬

4 参加意向申出に関する書類の提出

参加意向申出に関する書類は、次のとおりとします。

（１）参加意向申出に関する書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（別記様式第 1 号）
- イ 会社概要説明書（別記様式第 2 号）
- ウ 履行実績確認書（別記様式第 3 号）
- エ 参加資格要件確認誓約書（別記様式第 4 号）
- オ 共同企業体協定書の写し※共同参加申請する場合に限りです。
- カ 登記簿謄本・履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- キ 納税証明書（国税、都道府県税及び長門市税の未納がないことを証明する書類）
※長門市以外に事業所がある者は長門市税の納税証明書は不要です。
- ク 法人においては、直近 1 年度分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）
- ケ 暴力団排除に関する誓約書
- コ 役員一覧（登記簿謄本に記載されている役員全てを記載すること。）

（２）提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時（必着）

（３）提出先

下記「1 1 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

（４）提出方法

電子メール又は郵送で提出してください。郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

（５）提出部数

1 部

（６）提案資格の確認及び確認結果の通知

参加意向申出者の提案資格の確認等を行い、確認結果を令和7年6月13日（金）に電子メールで通知します。

（7）その他

ア 受付期間内に参加意向申出書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できません。

イ 提出された参加意向申出書類等は返却しません。

ウ 参加意向申出書類等の記載事項に変更が生じた場合は直ちにその旨を書面で連絡してください。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年6月16日（月）午後5時までに書面による辞退届（任意様式）を提出してください。

5 提案資格の取り消し

参加意向申出書類等の提出後から受託候補者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、提案資格を取り消します。

- （1）参加意向申出書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （2）長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受ける等、社会的な不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合。
- （3）参加者が提案資格要件を満たさなくなった場合。
- （4）その他、本要領に違反すると認められる場合。

6 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出してください。

（1）提出書類

質問書（別記様式第5号）

（2）提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時（必着）

（3）提出方法

電子メールにより提出してください。

（4）提出先

下記「1.1 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ

（5）回答方法

令和7年6月4日（水）に、提出された全ての質問及び回答をまとめて長門市ホームページに掲載します。なお、質問のあった事業者名は公表しません。

7 提案書等の提出

次に掲げる書類を提出してください。なお、原則1事業者1案の提案とします。

（1）提出書類

- ア 提案書（別記様式第 6 号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 実施スケジュール（任意様式）
 - エ 実施体制調書（別記様式第 7 号）
 - オ 参考見積書（任意様式）
- （2）提出期限
- 令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 5 時（必着）
- （3）提出先
- 下記「1 1 担当部課（問合せ先・提出先）」に同じ
- （4）提出方法
- 郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限りまゝす。）、宅急便（手渡ししたことゝが証明されたものに限りまゝす。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受付不可。）してゝください。
- （5）提出部数
- 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- （6）提案書等作成上の留意点
- ア 企画提案書
 - （ア）A 4 版（一部 A 3 版資料折込使用可）、横書きで作成してゝください。
 - （イ）表紙を付け「令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務」と記載してゝください。
 - （ウ）市から補正等を求める場合を除き、提出期限後の提案書等書類の差替えは認められまゝせん。
 - イ 参考見積書
 - （ア）参考見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜き）、消費税額（消費税額及び地方消費税額計を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記してゝください。
 - （イ）参考見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してゝください。
 - （ウ）見積もりの上限額は上記 2 の（4）とし、上限額を超える見積金額の提案があつた場合は失格とします。
 - （エ）宛先を「長門市長」、業務名を「令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務」とし、事業者の所在地、商号または名称、及び代表者職氏名を記載してゝください。なお、代表者印の押印は不要とします。

8 受託者の特定

市が設置する令和 7 年度長門市農業構想策定・実証業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書等の書類、ヒアリングの内容の審査及び評価を行い、最も適した提案を行つたものを受託候補者として選定し、その

報告を受けた市長が受託者を特定します。

(1) ヒアリング審査

企画提案者からプレゼンテーションによる提案内容の説明を受けた後、ヒアリングを実施します。

なお、ヒアリング審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せは一切受け付けません。

●実施予定日

令和7年7月1日（火）

※該当者には実施時間を別途メールにて通知します。

●実施場所

長門市役所本庁舎

※長門市役所での対面によるヒアリングのみとし、オンラインは不可とします。

●出席者

総括責任者を含め最大3名とし、業務を受託した場合、主として本業務に従事する者（管理責任者）が説明を行ってください。

●時間配分

1者あたり50分程度（説明20分、質疑応答30分程度）とし、順次個別に行います。

●内容

企画提案書に基づく提案内容を説明してください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことはできません。

●使用備品

市において、65インチ液晶モニター（HDMI接続）、またはプロジェクター（HDMI接続）とスクリーンを準備します。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備してください。

(2) 特定及び非特定の結果通知

提案者に、受託者として特定した又は特定しなかった旨を、令和7年7月上旬に書面にて通知します。

9 契約に関する基本事項

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託者として特定した者（以下「特定者」という。）と当該業務の仕様等について協議を行った上で、見積書の提出を求め、随意契約により契約を締結します。
- (2) 特定者との協議が整わないときは、次順位の提案者を受託者として特定し、順次契約に関する協議を行います。
- (3) 契約金額については、特定者から新たに見積書を徴取し、市が設定する予定価格の範囲内と確認したうえで決定します。

(4) 契約金額の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとします。

10 留意事項

(1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではありません。

(2) 本プロポーザルの企画提案及びヒアリングに要する費用は、全て提案者の負担とします。

(3) 提出された書類等は、返却しません。

(4) 提出された書類等は、必要に応じ複写（市役所内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(5) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。

(6) 提案された企画提案書は、長門市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第10条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別記様式第8号により提出してください。

開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。

(7) 審査結果に係る問い合わせ不服申し立ては一切受け付けません。

(8) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第3者に漏らしてはならない。

(9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部課が定めます。

11 担当部課（問合せ先・提出先）

長門市 経済産業部 農林水産課

農業振興班 担当：井上、濱田

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

TEL (0837) 23-1237 FAX (0837) 22-8458

E-mail : nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp